

平成31年2月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成31年2月18日(月) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

5. 出席農業委員

議席1 鵜沼久江委員 議席2 高木幸恵委員 議席3 大橋利一委員

議席4 木幡治委員 議席5 吉田晴男委員 議席6 西尾富雄委員

議席7 澤上榮委員 議席8 泉田健一委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部忠吉委員 高田喜寿委員 吉田善一委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

主査(併任) 大和田 千歳

7. 開 会

○志賀事務局長

それでは、ただいまより、双葉町農業委員会2月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

皆様ご苦労様です。寒い寒いと思いながら、今日あたりの天候を見ますと、いよいよ春がやって来ました。世界的な異常気象と申しましょうか、地方では昨年から雨らしい雨が降っておりません。これらの気象が春以降、農作業にどのような影響があるか心配しているところです。最新の全国農業新聞の情報によりますと全国どこでも不在地主の増加に伴い、管理者を失った農地や空き家解消を図るため、移住者の新規農業者を増加させるよう、農地法第3条の下限面積の引き下げをする農業委員会が増加しているそうであります。私たち双葉町も同じような問題が直面しているところであり、今後、考えていかなければならない問題であると思っております。以上です。

9. 議 事

○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となります。会長よろしくお願いいたします。

◆議長（泉田会長）

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより平成31年2月定例総会を開催いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声」）

◆議長（泉田会長）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には1番 鷗沼 久江 委員、4番 木幡 治 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料をご覧ください。3ページから16ページまでです。

議案第1号 「農地法第5条第1項及び同条第3項の規定による許可後の事業計画変更について」、農地法第5条第1項及び同条第3項の規定により、農地転用の許可後の事業計画変更申請があったので審議に付す。平成31年2月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

お手元の資料14ページをご覧ください。10月定例総会にて許可いたしました双葉町大字長塚字町東地内の2筆について、除染作業の210日間の遅れが生じ、それに伴う残土置場の確保のため、当初平成31年3月29日まで予定しておりました工事期間を平成32年1月31日までの予定で延長するほか、転用事業に係る資金計画及び調達計画を変更するものです。

◆議長(泉田会長)

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料をご覧ください。17ページから41ページまでとなり

ます。

議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」 農地法第5条第1項及び同条第3項の規定により、農地転用の許可後の事業計画変更申請があったので審議に付す。平成31年2月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、資料の35ページをご覧ください。11月定例総会にて許可いたしました双葉町大字長塚地内の8筆になります。こちらについても、除染作業の150日間の遅れにより、平成31年3月28日までだった工事期間を平成31年10月31日までの予定で延長し、また、転用事業に係る資金計画及びその調達計画についても変更するものです。以上です。

◆議長(泉田会長)

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

○西尾委員

申請した当初の工期はどのようにして決めたのか。

○志賀事務局長

あくまでこれは工事上の発注でありまして、最初の申請上は繰越をする考え方で申請されてきましたが、契約上は3月までなので、農業委員会としてもそれ以上の期間は認められませんので、あくまでも契約工期までということで許可した案件でございますので、当然、内容変更で繰越されるというのは想定内でしたので、初めからやれば良かったのですが、契約後でなければできない部分もありまして、3月に延長ということと、工事の内容に関しても除染が遅れているという部分もあります。また、農地法第5条の申請自体が遅いという事もありまして今回このような事になりましたということでご理解いただきたい。

○澤上委員

45ページに「ただし、工期延長を確約するものではない。」と書いてありますが、さらにまた延長になる可能性があるという事があると思うのですが、河川工事だから天候次第ということでこういう書き方になるのでしょうか。

○志賀事務局長

確約というのはあくまで予定ということですが、考え方としては平成31年10月31日限りとすると書いてありますが、実際、契約を交わした工期ではないということですが、普通は契約をして繰越をするのですが、まだ、そのような状況にはなっていないということも

ありまして、10月31日というのはあくまでも予定ということでご理解をいただきたい
と思います。

◆議長(泉田会長)

その他に質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第2号の農地
転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第2号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について許可することに
決定いたしました。

引き続き、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請につい
て」を議題といたします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料をご覧ください。42ページから57ページまでとなり
ます。

議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」 農
地法第5条第1項及び同条第3項の規定により、農地転用の許可後の事業計画変更申請が
あったので審議に付す。平成31年2月18日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

こちらも11月定例総会にて許可されたものです。内容につきましては、双葉町大字前
田字善能寺地内3筆になります。除染作業の150日間の遅れによるもので、平成31年
3月28日までだった工事期間を平成31年10月31日まで延長するものです。以上で
す。

○澤上委員

戎川の他の被災した箇所はありますか。

○志賀事務局長

あるとは思いますが、ここに表示されているのは、農地に係る部分だけです。

◆議長(泉田会長)

他には質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第3号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について許可することに決定いたしました。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

引き続き、下記事項について協議。

(1) 平成31年3月定例総会の開催及び日程について

(2) その他

・なし

引き続き下記事項について事務局より報告。

(1) 常設審議委員会の結果報告について

(2) 不動産取得税の徴収猶予を引き続き受けるための証明について

(3) その他

・なし

閉会時間 14時8分

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 泉田 健一 ⑩

議事録署名人 鵜沼 久江 ⑩

議事録署名人 木幡 治 ⑩